



警察安全相談対処
ハンドブック

【第2版】

篠崎・進士法律事務所 編

立花書房

警察安全相談対処
ハンドブック

【第2版】

篠崎・進士法律事務所 編

立花書房

第2版はしがき

日本の警察は、広く国民を保護する役割を期待されています。警察は、犯罪に対処するだけでなく、何か困ったことがあるときの拠り所として国民から頼りにされているのです。

こうして交番・駐在所や警察署に持ち込まれる多種多様な相談に、警察官が適切、丁寧に対応することは、まさに国民の警察への期待に応えることであり、警察への信頼を確保していく上で不可欠です。

相談内容は、時代と共に変化しており、かつては、暴力団、右翼標榜団体、えせ同和行為者など、反社会的勢力からの不要要求行為に、どのように対応すべきかなどとする相談が多かったのですが、最近では、異性のつきまとい、いわゆるDV問題、SNSによる中傷行為、老人への虐待問題など多様です。

警察は、当該行為が犯罪であれば、すみやかに犯人を検挙するなどいわゆる刑事的対応により解決をすることができますが、当該行為が民事問題であるときは、回答に窮することもあると聞いております。

このようなときに、警察官が、警察には関係がないなどと突き放す対応をせず、相談に応じて、対応方法などを分かり易く説明し、又は相談先などを紹介するなどして市民の期待に応えることは警察の重要な職責であると考えております。

当法律事務所は、2017（平成27）年3月に、現場の警察官が判断に迷うであろう困りごと相談について、具体的事例を挙げ、簡潔に結論を述べ、法令などの所在、対応方法のポイントなどを、できるだけわかりやすく解説した本書の初版を刊行しました。

その後、時代の変化に応じて、警察への困りごと相談の内容も変化してきたことから、当法律事務所は、今般、相談事例を増加し、内容も一部修正して、あらためて本書の第2版を刊行することとしました。

私は、現場警察官が本書を活用して、市民の困りごと相談に適切、丁寧に対応することにより、あんしん安全な社会が更に進展し、警察に対する社会の信頼が一層高まることを、衷心より期待しております。

令和4年7月

篠崎・進士法律事務所
所長弁護士 篠崎芳明

はしがき

近年は犯罪が減少しています。その中で、警察が犯人検挙に万全を期していることは、社会的に高く評価されているところです。

また、警察が交番活動や市民相談への親身な対応を通して市民から絶大な信頼を得ていることも、多くの市民が認めているところです。

日本の警察は、社会の期待に応じており、その職責を十分に果たしていると認められます。

しかしながら、一方において、暴力団、右翼標榜団体、えせ同和行為者など反社会的勢力が、警察の検挙を免れるために、民事を標榜したり、政治活動や人権活動を装うなどの工夫をこらし、いわゆる知能化を進展させて、莫大な利益を獲得して社会に大きな迷惑と不安を与えていることも事実です。

さらには、女性へのつきまとい、家庭内暴力、認知症老人への虐待や財産横領、マルチなどの悪徳商法、ヤミ金などの高金利商法などの問題もあります。

市民の悩みごとは深刻且つ多様であり、市民は警察を頼りにしてあらゆる事象について相談に訪れます。

警察が安心安全な社会の実現にむけて、犯罪を構成する行為についてはすみやかに犯人の検挙をすることはもちろんですが、さらに、民事と刑事の狭間にある困難な案件や市民が直面する切実な案件について、相談に応じ、対応方法をわかりやすく説明するなどして、市民の信頼と期待に応えることは重大な職責です。

本書は類書とは異なり、弁護士の立場から、現場警察官が判断に迷うであろうケースについて具体的事例を挙げて、簡潔に結論を述べ、法令などの所在、対応方法のポイントなどをできるだけわかりやすく解説しました。

本書が、警察官が市民からの警察相談に、適切に対応することについて、少しでもお役に立つことを念じております。

平成27年3月

篠崎・進士法律事務所
所長弁護士 篠崎 芳明

凡 例

〈法令名略語表記〉

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 暴対法 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 |
| 区分所有法 | 建物の区分所有等に関する法律 |
| 出資法 | 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 |
| DV防止法（配偶者暴力防止法） | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 |
| 高齢者虐待防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 |
| 廃棄物処理法 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| プロバイダ責任（制限）法 | 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 |
| 特商法 | 特定商取引に関する法律 |
| 出会い系サイト規制法 | インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 |
| 自動車運転処罰法 | 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 |

〈判例集等略語表記〉

| | |
|-----|-------------|
| 刑 集 | 最高裁判所刑事判例集 |
| 民 集 | 最高裁判所民事判例集 |
| 集 民 | 最高裁判所裁判集 民事 |
| 高刑集 | 高等裁判所刑事判例集 |
| 高民集 | 高等裁判所民事判例集 |
| 判 時 | 判例時報 |
| 判 タ | 判例タイムズ |

警察安全相談対処ハンドブック（第2版）／目次

第2版はしがき

はしがき

凡 例

市民が期待する警察安全相談

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | はじめに（警察安全相談の意義と重要性） | 2 |
| 2 | 市民が期待する警察安全相談担当者の心構え | 3 |
| 3 | 対応の基本 | 5 |
| 4 | 民事に絡む事案の取扱い | 8 |

第1章 反社会的勢力の問題

① 反社会的勢力の定義 10

「反社会的勢力」という言葉を聞きますが、よくわかりません。一体何なのでしょう？

② 反社会的勢力の判断基準 12

相手方が反社会的勢力か否かについては、どのように判断するのでしょうか？

③ 反社会的勢力の具体例 14

反社会的勢力とは、具体的にはどのような人達を指すのでしょうか？

④ 第三者が取立てにきた場合 16

相手方の友人だと称する強面の人物が、相手方と一緒に自宅に取り立てに来ます。どうすればいいのでしょうか？

⑤ 第三者が建物を譲り受けたとして立退きを請求してきた場合 18

大家から建物を買って受けたと称する強面の男達が来て、立退きを請求してきました。どうすればいいのでしょうか？

⑥ 店に居座って営業妨害をしてきた場合 22

人相風体の悪い人達が店（飲食店）に居座ってしまい、他のお客さんが怖がり、店に入てこなくなりました。どうしたらいいのでしょうか？

⑦ 分譲マンションの一室が組事務所になった場合 24

分譲マンションの一室が組事務所になりました。どうしたらいいのでしょうか？

⑧ 暴力団との関連が疑われる企業から取引を申し込まれた場合 26

暴力団との関連が疑われる企業から取引を申し込まれました。どうすればいいのでしょうか？

9 暴力団組員からみかじめ料を要求された場合 28

暴力団組員からみかじめ料を要求されました。断りたいのですが、どうすればいいでしょうか？

10 暴力団関係者から事業組合への加入を要求された場合 30

暴力団関係者から同業者の事業組合への加入を要求されました。断りたいのですが、どうすればいいでしょうか？

11 取引先が暴力団関係企業と判明した場合 32

取引先が暴力団関係企業のように。今のところトラブルや不当要求はないのですが、今後取引を続けて大丈夫でしょうか？ 取引を解消するにはどうしたらよいでしょうか？

12 暴力団との関係が疑われる企業から取引を申し込まれた場合 34

暴力団との関係が疑われる企業から、商品の欠陥を指摘され、そのことを公にしないことを条件に、備品購入のための取引を申し込まれて、取引の申込みを断れない状況になっています。どうしたらいいでしょうか？

13 暴力団関係の団体と知らずに宴会の予約を受けた場合 36

宴会の予約を受けたところ、申込者が暴力団関係の団体であることが判明しました。このまま宴会を受けて問題はないでしょうか？

14 神社のお祭りから暴力団関係者を排除したい場合 38

神社のお祭りがありますが、露天商の中に暴力団関係者がいます。排除したいのですがどうすればいいでしょうか？

15 同和団体幹部を名乗る者が不当要求してきた場合 40

同和団体幹部を名乗る者が、確認糾弾するぞと言って不当要求をしています。どう対処したらいいでしょうか？

| | | |
|----|------------------------|----|
| 16 | 右翼標榜団体が違法街宣を行うと言ってきた場合 | 42 |
|----|------------------------|----|

右翼団体会長を名乗る者が、街宣車で抗議活動をするぞと言ってきました。どう対処したらいいでしょうか？

| | | |
|----|-----------------------|----|
| 17 | 個人情報の流出につけ込み不当要求された場合 | 44 |
|----|-----------------------|----|

弊社の個人情報が流出し、当該個人情報を流出させてしまった男から、「誠意のある金額を提示しなければ、個人情報の大切さを教えてやるからな。」と弊社の個人情報流出による見舞金とは別に、金銭を要求されています。どうしたらいいでしょうか？

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 18 | クレジットカードのショッピング枠を現金化した場合 | 46 |
|----|--------------------------|----|

「クレジットカードのショッピング枠を現金化できます」という広告を見ましたが、業者の言うとおりにして、現金を受け取っても大丈夫なのでしょうか？

| | | |
|----|-----------------|----|
| 19 | 振り込め詐欺の被害に遭った場合 | 48 |
|----|-----------------|----|

高齢の母が、振り込め詐欺の被害に遭いました。どうしたらよいでしょうか？

| | | |
|----|------------------|----|
| 20 | 架空請求の電子メールが届いた場合 | 50 |
|----|------------------|----|

架空請求と思われる電子メールが届きましたが、どうすればよいでしょうか？

| | | |
|----|------------------|----|
| 21 | 勝手に機関誌を送りつけてきた場合 | 52 |
|----|------------------|----|

知らない団体から、当社に当該団体の機関誌が送付されてきました。このまま放置してよいものか、返送すべきか、対応に困っています。どうすればよいでしょうか？

| | | |
|----|----------------------|----|
| 22 | 全て損害を賠償するとの念書を取られた場合 | 54 |
|----|----------------------|----|

弊社のカスタマーセンターの担当員が、被害を受けたお客様宅にお詫びに伺った際、お客様宅で軟禁状態となり、「お客様の負った全ての損害を賠償する旨」の念書を取られてしまいました。どうしたらいいでしょうか？

23 老人ホームへの入居契約を要求された場合 56

老人ホームに暴力団員風の男が現れ、「俺はAさん（85歳）の後见人だ。Aさんの代理人として入居契約をする。Aさんはこの老人ホームに入居しないと死んじゃうよ。」といて、老人ホームの入居契約を要求し、正当な理由なく、既に1時間以上、事務所に居座っています。どうすればいいでしょうか？

24 ヤミ金業者からお金を借りてしまった場合 58

- ① ヤミ金業者から金を借りましたが、利息が高くて支払えません。払えないと言うと、勤務先に取りにいそと脅してきました。どう対処したらいいでしょうか？
- ② ヤミ金業者が勝手にお金を振り込んできました。どう対処したらいいでしょうか？

第2章 家庭内トラブル

① 夫に暴力を振るわれていて離婚したい場合 60

最近、夫が飲酒すると暴力がエスカレートします。1週間前には殴られて前歯を折るほどの怪我をしました。離婚するつもりで家を飛び出してきたので、帰るつもりはありません。今後どうしたらよいでしょうか？

② DVで避難した後に荷物を取りに戻りたい場合 64

夫の暴言が酷く、耐えられないので、子と一緒に実家に避難して来ました。夫と住んでいた家に、置いたままになっている荷物があるので、取りに行きたいのですが、付き添ってもらえないでしょうか？

③ 別居中の夫が娘を幼稚園から連れ去ってしまった場合 66

別居中の夫が、娘を幼稚園から連れ去ってしまいました。娘を取り返したいのですが、どうしたらよいでしょうか？

④ 別居中の夫が生活費をくれない場合 68

①別居中の夫が生活費をくれないのです。②離婚した夫が約束した養育費を払わないのです。このような場合はどうしたらよいでしょうか？

⑤ 児童虐待が疑われる場合 70

近所に毎晩激しく泣く幼児がありますが、児童虐待にあっているのではないのでしょうか？

⑥ 高齢の父が財産を浪費してしまう場合 72

90歳と高齢の父は、最近、判断能力に問題が出てきたようで、高価な健康食品・羽根布団など同じ物を、何度も購入してしまいます。おそらく、高齢からくる認知症の影響だと思うのですが、これ以上財産を浪費してしまうと、介護費用の原資までなくなってしまいそうで心配です。どうしたらよいでしょうか？

7 認知症の進んだ母が家を抜け出して徘徊する場合 74

- ① 認知症の進んだ母が家を抜け出して徘徊してしまいます。どうしたらよいでしょうか？
- ② 持ち家に一人で住んでいる叔母の認知症が進んでいて、悪徳商法にひっかかるのではないかと心配です。どうしたらよいでしょうか？

8 認知症の母が施設で虐待を受けている疑いがある場合 76

認知症が進み施設に入居している母の面会に行ったら、母の体にアザができていました。虐待を受けているのではないのでしょうか？

9 未成年者が親に無断で契約をした場合 78

高校生の娘が、お小遣いやお年玉などの貯金では到底買えないような高額商品を、どうしても欲しいと言いついたので、反対していたところ、先日、とうとう勝手に購入契約をしてしまったようです。代金は、既に娘が、お年玉などの貯金から一部を支払ってしまったようですが、親がキャンセルすることはできるのでしょうか？

10 高校生の息子が母親に暴力を振るう場合 80

高校生の息子が私（母親）に暴力を振るって困っています。どうすればいいのでしょうか？

11 子どもが学校でいじめを受けている疑いがある場合 82

子どもが学校に行きたがりません。学校でいじめられているようですが、どうすればよいのでしょうか？

(参考) いじめチェックリスト 84

12 高校生の娘が家出して知らない人の所を泊まり歩いている場合 86

高校生の娘が家出して、知らない人の所を泊まり歩いているようです。連れ戻したいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

⑬ パパ活を止めさせたい場合 88

娘が最近「パパ活」なるもので色々と活動し、お金を得ているようです。止めさせたいのですが、そもそも法的に問題はないのでしょうか？

⑭ 息子の部屋が不良のたまり場になった場合 90

息子の部屋が不良のたまり場になってしまいました。時々うつろな目が出てきたりするのですが、もしかしたら危険ドラッグをやっているかもしれません。どうしたらよいのでしょうか？

⑮ 高齢の父に運転を止めてもらいたい場合 92

80歳を超えた父が未だに車の運転を続けています。安全運転を心がけているとは言っているのですが、気付かずに交通ルールを無視してしまうようなこともあり、今後、交通事故を起こさないか心配です。父に運転をやめさせる方法はないのでしょうか？

第3章 恋愛・交際に関するトラブル (ストーカー問題を含む)

① 不倫相手から脅された場合 94

不倫相手の女性と別れようとしたところ、別れるなら、妻や職場に不倫を暴露する、と脅されました。どうしたらよいのでしょうか？

② 交際相手から費用の返還を求められた場合 96

交際を解消しようとしたところ、交際相手から費用の返還を求められましたが、どうしたらよいのでしょうか？

③ リベンジポルノ 98

かつて付き合っていた男性から、交際中に撮られた裸の写真をインターネットに公開すると言われ、復縁を迫られています。どうしたらよいのでしょうか？

④ 昔付き合っていた男性が別れた後もしつこく付きまってくる場合 100

昔付き合っていた男性が、別れた後もしつこく付きまってきます。脅迫めいたメールを送ってきたり、家の前で待ち伏せしていたり、昔撮った写真をネット上にばらまいたりするので、どうしたらよいのでしょうか？

⑤ ストーカー規制法の改正のポイント 102

ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）が改正されたと聞きました。どこが変更されたのでしょうか？

⑥ SNSでストーカー被害を受けた場合 104

別れたはずの元夫が、私が利用しているSNSに、自分のことを見張っているかのような書き込みをしていて気持ち悪いのですが、何とかありませんか？

7 援助交際を理由に脅された場合 106

ネットの掲示板で知り合った女子高校生と、お金を払う約束をして、体の関係ありの「パパ活」をしたところ、後日、彼氏と称するコワモテの男性から連絡がきて「お前のやったことは犯罪だろう。解決金を支払うなら許してやる。」とされています。どうすればいいのでしょうか？

第4章 サイバートラブル

① ネットオークションで購入した商品が届かない場合 110

ネットオークションで購入した商品が代金を支払ったにもかかわらず届きません。どうすればよいのでしょうか？ また、インターネットオークションでは、どんなことに気を付ければよいのでしょうか？

② 子供が「電子掲示板」や「チャット」に凝っている場合 114

子供が「電子掲示板」や「チャット」に凝っています。何か注意したほうがよいのでしょうか？

③ 電子掲示板に学校の実名入りで「生徒を殺す」などと書き込まれた場合 116

電子掲示板にうちの学校の実名入りで「生徒を殺す」「学校を爆破する」などと書き込まれていますが、どうしたらよいのでしょうか？

④ SNSやウェブサイトでの名誉毀損 118

SNSやウェブサイト上で、自分のことについて、あることないことが書かれています。これは刑法上の名誉毀損にはならないのでしょうか？

⑤ ネット上で誹謗中傷する者に対する責任追及 122

私の経営する飲食店について、インターネット上の匿名投稿により、店舗名を挙げた事実無根の誹謗中傷が繰り返されています。投稿記事を削除し、投稿者に対して、責任追及をしたいのですが、どうすればよいのでしょうか？

⑥ 未成年の息子がスマホの有料サイトを利用した結果、代金請求のメールが来た場合 126

未成年の息子がスマホの有料サイトを利用してしまい、代金請求のメールが来てしまいましたが、どうしたらよいのでしょうか？

7 アダルトサイトで誤ってクリックした結果、後日代金を請求するメールが届いた場合 130

インターネットのアダルトサイトを利用して、誤って契約してしまい（ワンクリック詐欺）、後日代金を請求するメールが届きました。どうしたらよいでしょうか？

8 婚活サイトで金銭トラブルに巻き込まれた場合 134

婚活サイトで知り合い、結婚を前提に交際していた男性に、「結婚準備に必要」と言われて何度もお金を渡しました。ところが突然「別れる。」と言われ、結婚準備のために渡したお金なので返して欲しいと求めたところ、「返す義務はない。知り合いの暴力団員に頼んで怖い目に遭わせるぞ。」と言われ、返してもらえません。どうすればよいでしょうか？

9 嫌がらせメールが送られてくる場合 136

知人Aのメールアドレスから、私に宛てて嫌がらせメールが送られてきます。何とかやめさせることができないでしょうか？

第5章 近隣トラブル

- ① 隣人が境界に接近して家を建てている場合 138

隣人が境界に接近して家を建てています。問題ないでしょうか？

- ② 隣家が境界線をまたいで建築されている場合 140

隣家が境界線をまたいで建築されています。どうしたらいいでしょうか？

- ③ 隣家の木の枝が境界線を越えている場合 142

隣家の所有する木の枝が境界線を越えて当家の敷地に入り込み、子どもが怪我をしないか心配です。隣家の承諾なく越境した枝を切除してもよいでしょうか？

- ④ 当家の南側に4階建てのマンション建築計画がある場合 144

- ① 当家の南側に4階建てのマンション建築計画がありますが、日照権が心配なので、事前に策を講じることができないでしょうか？
- ② 隣に建ったマンションから家の中が丸見えになってしまうので、これを防ぐ方法はありますか？

- ⑤ 隣家がいわゆるゴミ屋敷になった場合 146

隣家がいわゆるゴミ屋敷になっていて、ものすごい悪臭が絶えず我が家の方に漂ってきます。私の家の方にもゴキブリが這い出てきて、不衛生この上ありません。何とかならないでしょうか？

- ⑥ 自分の土地に不法投棄された場合 148

誰かが、私の所有する空き地に粗大ゴミを大量に捨てて行き、困っております。何とかならないでしょうか？

7 隣人が、落ち葉が隣地に入っただけで文句を言ったり我が家のゴミ袋を開けてチェックしたりする場合 150

隣家の住人が①我が家の落ち葉が隣地に入っただけで文句を言ったり、②分別ができていないかゴミ袋を開けてチェックしたりします。何とか止めさせることはできないでしょうか？

8 地域のコミュニティで集団絶交に遭っている場合 152

地域のコミュニティで、リーダー格のおばさんの怒りを買って、集団絶交に遭っています。何とかならないでしょうか？ 助けてほしいです。

第6章 借地借家トラブル

- ① 借家人が家財道具を残したまま行方不明になった場合 156

賃借人が賃料を滞納したうえ、家財道具を残したまま行方不明になってしまいました。賃貸借契約書には自由に処分できると書いてありますが、勝手に処分してよいのでしょうか？

- ② 借家人が勝手に増改築した場合 158

賃借人が勝手に増改築しました。賃貸借契約を解除できるのでしょうか？

- ③ 借家の雨漏りを業者に頼んで修理した場合 160

借家の雨漏りを業者に頼んで修理しました。代金を賃借人に請求できるのでしょうか？

- ④ 借地の契約期限が切れた後に建物買取を求める場合 162

借地の契約期限が切れました。土地賃貸借契約を終了させ、建てた家を買って取ってもらえるのでしょうか？

第7章 マンショントラブル

- ① マンションの隣室の住民が夜中に騒音を出している場合 164

マンションの隣室の住民が夜中に騒音を出して、みんなが迷惑しています。管理組合で注意しても改めません。どうすればよいでしょうか？

- ② マンションの管理費を長期滞納している組合員がいる場合 168

マンションの管理費を長期滞納している組合員がいます。どうしたらいいでしょうか？

第8章 私道トラブル

| | |
|------------------------|-----|
| Ⅰ 他人の所有地を通行できる場合 | 170 |
|------------------------|-----|

- ① 袋地の自宅から私道を通行して公道に出ていましたが、私道の所有者から通行を禁止すると言われました。どうしたらよいでしょうか？
- ② 自分が所有する私道を他人が通行していますが、私道の補修費用をその人に負担させることはできないでしょうか？

第9章 金銭トラブル

- ① 友人に借用書を作らずお金を貸したが返してくれない場合 172

友人に借用書も作らずお金を貸したが返してくれません。どうしたらよいでしょうか？
また、貸金債権に時効はあるのでしょうか？

- ② 公正証書について説明を求められた場合 174

公正証書というものがあると聞きました。どのようなものなのでしょうか？

- ③ 裁判所から支払督促の通知を受けた場合 176

裁判所から支払督促の通知を受けました。無視しても大丈夫でしょうか？

- ④ 夫の借金がある場合 178

夫の借金があります。私が払う必要があるのでしょうか？

- ⑤ 未成年者がサラ金から借金をした場合 180

未成年者がサラ金から借金をしました。その場合、親の責任はどのようなのでしょうか？

- ⑥ 友人の借金の保証人になった場合 182

友人の借金の保証人になってしまいましたが、どんな責任を負うのでしょうか？

- ⑦ ギャンブルで胴元から借金をした場合 184

ギャンブルのために、胴元から借金をしました。支払を拒否できるのでしょうか？

- ⑧ 借金を返せず自己破産を考えている場合 186

借金を返せず自己破産を考えていますが、どのようなものなのでしょうか？ また、民事再生とはどのようなものなのでしょうか？

9 クレジットカードを紛失した場合 188

クレジットカードを紛失しました。他人が自分になりすましてクレジットカードを使用した場合、支払う義務はあるのでしょうか？

第10章 契約・取引トラブル（悪徳商法）

① 業者から未公開株を買わされた場合 190

業者から「来春までに上場することは確実で、倍以上の値がつく。」などと勧誘され、未公開株を買わされました。騙されてしまったようなのですが、どうしたらよいでしょうか？

② 訪問販売業者に床下換気扇を11台も買わされた場合 192

訪問販売業者と契約し、床下換気扇を11台も取り付けられました。近所の工務店からは、「付けるとしても4台も付ければ十分だ。」と言われ、騙されたのではないかと心配です。どうしたらよいでしょうか？

③ キャッチセールスに遭った場合 194

街頭アンケートに答えたら事務所に連れて行かれ、化粧品や美容機器をクレジット契約で買わされました。解約したいのですがどうしたらよいでしょうか？

④ 消火器商法の被害にあった場合 196

工場に消火器の業者が来て、言われるまま、ついすっかり工場内の消火器全部の消火薬剤を詰め替える内容の契約をしてしまいました。よく聞くといつも頼んでいる地元の業者ではないうえ、値段も高いのでクーリング・オフしたいのですが、できるでしょうか？

⑤ マルチ商法の会員になったが会員を辞めたい場合 198

マルチ商法の会員になり半年経ちます。商売にならず、大量の在庫を抱えてしまったので会員を辞めたいと考えています。在庫商品も返品したいのですが、可能でしょうか？

⑥ 訪問販売業者から購入した商品についてクーリング・オフをする場合 200

訪問販売業者から購入した商品についてクーリング・オフするにはどうすればよいですか？ また、クーリング・オフするとどのような効果がありますか？

| | | |
|---|---------------------------------|-----|
| 7 | 訪問販売業者から嘘を言われてクーリング・オフ期間を徒過した場合 | 204 |
|---|---------------------------------|-----|

訪問販売業者から購入した商品についてクーリング・オフしようとしたら、「この契約はクーリング・オフできない。」と嘘を言われました。その結果クーリング・オフ期間を過ぎてしまいました。どうすればよいでしょうか？

| | | |
|---|---------------------------|-----|
| 8 | 消費者契約法による取消について説明を求められた場合 | 206 |
|---|---------------------------|-----|

消費者契約法による取消というものがあると聞きました。どのようなものなのでしょうか？

| | | |
|---|------------|-----|
| 9 | 押し買いに遭った場合 | 210 |
|---|------------|-----|

一人暮らしの母親方に、突然貴金属の鑑定をしてくれるという業者が訪れました。母親がはめていた指輪を見せたところ、一方的に500円で買い取ると言い、代金と領収書を置いていったとのことで、怖くて断れなかったそうです。どうすればよいでしょうか？

| | | |
|----|----------------------------|-----|
| 10 | 訪問販売業者から必要のない羽毛布団等を買わされた場合 | 212 |
|----|----------------------------|-----|

一人暮らしをしている高齢の母を訪ねたら、必要のない羽毛布団や仏像を買わされていました。解約したいのですがどうしたらよいでしょうか？

| | | |
|----|----------------------|-----|
| II | セールスの電話がひどくて迷惑している場合 | 214 |
|----|----------------------|-----|

セールスの電話がひどくて迷惑しています。どうしたらよいでしょうか？

第11章 会社のトラブル

① 会社を不当解雇された場合 216

会社を不当に解雇されました。どうしたらよいでしょうか？

② 上司からセクハラ・パワハラを受けた場合 218

職場の上司からセクハラやパワハラを受けています。どうしたらよいでしょうか？

③ 公共工事一般競争入札の際に談合の誘いを受けた場合 222

公共工事の一般競争入札の際に関係各社の元締めから談合の誘いを受けました。これを断りたいのですが、どうしたらよいでしょうか？

④ 従業員が会社のお金を持ち逃げした場合 224

従業員Yが会社のお金50万円を持ち逃げして、行方をくらませました。処罰してもらいたいのですが、どうすればよいでしょうか？ また、お金を取り戻せないでしょうか？

⑤ 株主としての地位を利用して金銭を要求されている場合 226

取引上のトラブルをきっかけに、巨額の金銭の支払を要求するようになった人物が、「貴社の株式を取得した。当方の要求に応じなければ、総会を収拾の付かない状況にする。」旨申し入れてきました。どうすればよいでしょうか？

⑥ 不祥事案を公にしない代わりに金銭を要求された場合 230

指定暴力団A組傘下組織組員から、暴力団の威力を示して、過去の犯罪事実を公表しないことの対償として、金品等の供与を要求されています。どうしたらいいでしょうか？

⑦ 逆パワハラ 232

部下からパワハラ・モラハラ等を受けています。仕事を頼んでも、全く言うことを聞かないどころか、SNSに、私に対する誹謗中傷の内容の記事を投稿したり、ピラを配布したりしていて、精神的に疲弊しています。どう対応すればよいのでしょうか？

第12章 交通事故ほか

- ① 交通事故の相手方が法外な金銭の賠償を要求してきた場合 234

交通事故の相手方が、車の修理代、治療費、休業補償などの名目で法外な金銭の支払を要求してきます。どうしたらよいのでしょうか？

- ② 交通事故の加害者に一言、言いたい場合 236

交通事故被害にあったので、ぜひ犯人に一言、言いたいです。ただ、犯人に面と向かって言うことは報復等が怖いので、その場合はどうしたらよいのでしょうか？

- ③ 小学校4年生の児童が自転車でお年寄りをはねて大けがをさせた場合 238

小学校4年生の長男が自転車で、歩道上でお年寄りをはねて、大けがをさせてしまいました。どうしたらよいのでしょうか？

- ④ 自動車を盗まれたうえ交通事故を起こされた場合 242

エンジンキーをつけっぱなしにしていたため、自動車を盗まれたうえ、交通事故を起こされた場合について、自動車の所有者は損害賠償責任を負うのでしょうか？

- ⑤ 交通事故の示談をした後に後遺症が出た場合 244

交通事故の示談をした後に後遺症が出た場合、改めて損害賠償請求できるのでしょうか？

- ⑥ 交通事故で誰も負傷せず物損事故だけの場合 246

友人が軽微な交通事故を起こしてしまいましたが、警察に相談しなかったようです。今後、友人に何か不都合な点はありますか？

- ⑦ 交通事故で相手に怪我をさせた恋人をかくまった場合 248

交通事故で相手に怪我をさせてしまった恋人を、自宅にかくまった場合に、私は何か責任を負うことになるのでしょうか？

⑧ 飼い犬が人を噛んでしまった場合 250

飼い犬が人を噛んでしまった場合に、飼い主の責任はどうなるのでしょうか？

⑨ 病院の内視鏡検査の際の穿孔により死亡した場合 252

夫が病院での健康診断の大腸内視鏡検査の際、大腸に穿孔を開けられてしまいました。そのあと別の医師による緊急手術が行われましたが、1週間後に死亡してしまいました。遺族はどうしたらいいのでしょうか？

⑩ 偽装の交通事故で保険金の支払を請求された場合 254

保険契約者である暴力団員風の男とその妻らしき女が追突事故を起こしたとして保険金を請求してきました。偽装交通事故の疑いもありますが、どうすればよいのでしょうか？

第13章 相続トラブル

- ① 死んだ父の借金の請求が来た場合 256

死んだ父の借金の請求が来ました。どうしたらよいでしょうか？

- ② 債務者が死亡したが相続人が誰だか判らない場合 258

債務者が死亡したが相続人が誰だか判りません。どうやって調べたらいいでしょうか？

- ③ 亡くなった親から兄が生前に財産を貰っている場合 260

亡くなった親から兄が生前に財産を貰っています。相続分はどうなるのでしょうか？

- ④ 亡くなった親の預金を兄が勝手に全て下ろしてしまった場合 262

亡くなった親の預金を兄が勝手に全て下ろしてしまいました。取り返せないでしょうか？

- ⑤ 妻に全財産を残すというテープの遺言がある場合 264

「妻に全財産を残す。」というテープの遺言は、効力があるのでしょうか？

- ⑥ 亡くなった住人の財産処分をする場合 266

経営しているアパートに居住していた身寄りのない老人が亡くなったのですが残された財産から入院費や家賃を回収、葬儀代等を工面できないでしょうか？

- ⑦ 管理困難な相続不動産 268

親族が亡くなり、私が法定相続人となりましたが、相続財産の中に、管理が難しく売却することも困難な不動産があることが判明しました。どうすればよいでしょうか？

- ⑧ 亡くなった父の借金の返済を求められている場合 270

亡くなった父の葬儀を済ませた後、生前父に金を貸したという人が現れ、その借金の返済を求められています。父が借金をしていた、とは、私たちも聞いたことがなかったので、困っています。どのように対応したらよいでしょうか？

第14章 動物に関するトラブル

① 近隣の危険なペットが逃げ出すことが不安な場合 272

マンションの隣の部屋の住人が、大型のヘビやトカゲなどの危険生物を飼っているようです。万が一、それらが逃げ出したときのことを考えると非常に怖いので、これらの動物の飼育をやめるように、説得してもらえないでしょうか？

② 動物虐待が疑われる場合 274

近所の家が、多数の犬や猫を飼っていますが、ゴミ屋敷みたいな状態になっていて、近くを通るとひどい臭いがします。
中には痩せ細っている犬や猫もいるようですが、どうしたらよいでしょうか？

第15章 クレーム対応

① 商品にクレームをつけて新たな商品を請求してきた場合 276

暴力団風の男から、テレビの注文を受け、配達も完了しましたが、テレビのディスプレイに指紋がついているとのクレームがあり、再び別の同じ型のテレビを配達しましたが、今度は、「慰謝料が必要だ。はじめの指紋のついたテレビで我慢してやるから、置いていけ。」と言われました。どうすればいいのでしょうか？

② 認知症らしい高齢者からクレームがあった場合 278

認知症らしい高齢者が、当社（宅配便業）のカスタマーセンターに対して、当該高齢者宅に配達を担当した配達員が財布を盗んだと訴えています。どうすればいいのでしょうか？

③ 提供した飲食物に対するクレームを受けた場合 280

暴力団員風の男性から、「提供した食品にガラス片が混入している。非常に危険な食品だ。気分を害された。慰謝料を支払え。」と要求されています。どうすればいいのでしょうか？

④ 認知症の患者らしき人が既に代金は支払ったと言っている場合 282

認知症の患者らしき人が店内で食事をしたにもかかわらず、食事代を既に支払ったと言って、代金の支払がないため困っています。どうすればいいのでしょうか？

⑤ 産地偽装の噂に対するクレームをしてきた場合 284

他社（食肉業）の商品の産地偽装が発覚し、弊社（食肉業）にも産地偽装の噂が流れ、産地の偽装を公表しなければ、インターネットで公表するとのクレームがありました。どうすればいいのでしょうか？

⑥ モンスターペアレンツへの対応 286

私は、公立小学校の教師ですが、タレントスクールに娘を通わせている親からの要求・苦情に対し、他の生徒と異なる扱いはできない、指摘された事実はないなどと回答したところ、来校して私に大声で学校を辞めろなどと要求し、これからは校長に抗議するなどと息巻いています。どうしたらよいのでしょうか？

第16章 犯罪未然防止

- ① 小学校の通学路に不審者が出没する場合 288

小学校の通学路に不審者が出没して心配です。対処してもらえないでしょうか？

- ② 同居の親族が精神障害者となった場合 290

一緒に暮らしている40代の長男が精神的に病んでしまったのか、奇声を発したり、隣の家に乗り込んだりします。私達夫婦が注意をしても聞いてくれず、困っています。どうしたらいいでしょうか？

- ③ 団地構内を無免許の少年がバイクで走り回っている場合 292

団地の構内を免許のない少年がバイクで走り回っていますが、これを取り締まってもらうことができますか？

第17章 そ の 他

- ① 告訴・告発について質問された場合 294

告訴・告発とはなんなのかを教えてください。それは、どのようにすればいいのでしょうか？

- ② 身辺保護要請を受けた場合 296

警察へ身辺保護を要請したいのですが、どのようにすればいいのでしょうか？

- ③ 弁護士費用について質問された場合 298

弁護士に依頼したらいくらかかるのでしょうか？ 法律扶助は受けられるのでしょうか？

- ④ 信頼できる弁護士の探し方を質問された場合 300

どうしたら信頼できる弁護士を探し出すことができるのでしょうか？ 以前、弁護士に過大な弁護士費用を請求されたことがあり、困りました。

- ⑤ 法テラスについて説明を求められた場合 302

「法テラス」というものがあると聞きましたが、どのようなところでしょうか？ 弁護士費用を立て替えてもらえると聞きましたが本当でしょうか？

資料編

| | |
|--------------------------|-----|
| 1 表明・確約書 | 304 |
| 2 暴力団排除条項 | 306 |
| 3 仮処分申立書 | 308 |
| 4 全国の指定暴力団一覧 | 310 |
| 5 全国都道府県警本部・暴力団追放センター 一覧 | 312 |

コラム

| | |
|---------------------------------------|-----|
| コラム① プロバイダ責任制限法の改正 | 121 |
| コラム② 「振り込め詐欺事案における預金払戻しをした者の刑事責任」について | 155 |
| コラム③ 「共同の利益に反する行為」について | 167 |
| コラム④ 「自転車事故による損害賠償請求」について | 241 |

| | |
|--------|-----|
| 主要著者略歴 | 313 |
|--------|-----|

**警察安全相談対処
ハンドブック
(第2版)**

市民が期待する警察安全相談

1 はじめに（警察安全相談の意義と重要性）

警察は、日本の治安と国民の生命、財産を守る崇高な使命と責任を負っており（警察法2条1項）、警察官は、その職責を全うして、警察を頼りにしている市民の期待に応えなければなりません。

警察が、市民からの個別相談に、事案に応じて適切に指導、助言すること、さらには捜査の端緒として事件捜査に着手することは、まさに日本の治安と市民の生命、財産を守ることであり、社会の平穏を確保するものであります。相談活動の適否は、警察全体の評価につながり、警察への市民の協力と理解に大きな影響を与えます。

もともと、相談内容は、つきまとい、家庭内暴力、認知症老人への虐待や財産横領、さらにはマルチ、ヤミ金などの高金利商法などの悪質商法、民事介入暴力など日常生活に密着した民事事案等きわめて多岐にわたります。単なる人生相談の類にすぎないものもあるでしょうが、犯罪被害に遭った人はもとより、その不安を訴える人やトラブルにつき相談に来る人は、いずれも心から警察を頼りにしています。

警察が、刑事事件相応の事案についてすみやかに犯人を検挙することはその使命に照らして当然ですが、将来犯罪に発展するおそれのある事案、いわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる犯罪すれすれの事案、家庭内トラブル事案などに対して、警察としてどう対応すべきか判断に迷う事例が多数あるはずです。

かつて、警察権限の限界として「民事不介入」、「民事の法律関係に警察は関与してはならない。」との考え方がありました。この考え方が、反社会的勢力による「民事介入暴力」を招来し、DVやストーカー犯罪への対応が遅れた遠因になったと思われます。

民事とは、「私人間の法律関係」を言いますが、民事関係であるからと言って刑事法が排除される理由はありません。そもそも詐欺、恐喝は私人間の法律関係です。

要は、社会秩序全体の見地から許容される範囲の内かそうでないか（違法性）の見地から判断されるべきであります。本書は、現に市民から相談を受けている警察官に比較的多く持ち込まれる事案を想定して、これらの事案について、類似の本や現場警察官の意見、警察官OBのアドバイスなどを参考にして、具体的事例に即して問題の所在を抽出した上で、法令等による基本原則を明示し、対応策及び事例の解説をするとともに、対応上の留意事項に言及しました。

2 市民が期待する警察安全相談担当者の心構え

(1) 話を良く聞き、相談内容、要望を正確に把握する

市民からの相談に適切に対応するための基本は、相談担当警察官が、まずは相談者の話をよく聞くことです。その上で、事案に即した適切な回答と親身のアドバイスを行うことが求められます。自らの憶測に基づいて事案内容を作り上げて結論を出すことなどをせずに、まずは相談者の話に耳を傾け、その後必要な質問をして、相談内容や要望を正確に把握しなければなりません。

(2) 平素からの幅広い知識の研鑽

警察官には、平素から法律知識を始めとした幅広い知識の研鑽に努める心構えが求められます。その上で、不明な点は専門部門や弁護士などの専門家から正確な知識を得る謙虚な姿勢も求められます。

(3) 関係機関等との連携強化

市民からの相談には、他の関係機関等と相互に連携して対応する必要があるものや、他機関等がその責任において対処することが適当である事案も数多くあります。相談案件が迅速かつ適切に処理されるよう、平素から関係機関等が開設している相談窓口や業務の内容を把握して、緊密かつ良好な協力関係を構築するように努め、事案類型によっては、関係行政機関の対応に委ねることも検討すべきです。

防犯協会、特定非営利活動法人その他ボランティアとの連携に努め、弁護士など専門職に意見を求め、日本司法支援センター（法テラス）や専門弁護士を紹介することも選択肢です。警察官としてその職責を全うする為に、良い人間関係の確立を心がけることが求められます。

(4) プライバシーの保護

相談は、プライバシーにわたる内容が多いことから、相談の秘密が保たれなければなりません。相談者等との信頼関係を保持するため、相談業務で知り得た情報の秘密保持を徹底し、万一にもマスコミなど第三者に情報が漏れることのないように努めなければなりません。

相談者が警察に相談することを躊躇する第一の理由は、相談内容がマスコミに流出して、これが報道されることにより二次的被害が発生することへの懸念です。安心して相談できるためには、警察が相談者のプライバシーの保護を徹底することにあります。

第1章 反社会的勢力の問題

1 反社会的勢力の定義

質問

「反社会的勢力」という言葉を聞きますが、よくわかりません。一体何なのでしょう？

回答

反社会的勢力とは、暴力や威力、又は詐欺的手法を用いた不当な要求行為により、経済的利益を追求する集団又は個人の総称ですが、多義的・抽象的な概念です。

解説

1 反社会的勢力の定義

反社会的勢力とは、一般的には、暴力や威力、又は詐欺的手法により不当な要求行為により経済的利益を追求する集団又は個人の総称ですが、その形態が多様であり、社会情勢等に応じて変化することから、定義づけは困難であるとされています。

具体例は本章③を御参照ください。

2 政府指針の登場による属性主義への転換

政府が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を公表し、「取引を含めた一切の関係遮断」を企業の採るべき姿勢としたことから、反社会的勢力排除の実務が大きく転換しました。

同指針公表前は、反社会的勢力からの不当要求を拒絶することが主眼に置かれていましたが、例えば企業にとって有利な取引であっても、その取引が反社会的勢力の活動や資金獲得活動を助長するものであれば、その取引は反社会的なものとして、遮断しなければならないこととなりました。

そのため、相手方が「反社会的勢力」という属性を有しているか否かが重要となり、「反社会的勢力」であれば、取引を含めた一切の関係遮断をしなければならないことから、同指針を機に、相手方の行為よりも、相手方の属性が「反社会的勢力」といえるのかを注視するようになったといえます。

3 いわゆるグレーゾーン

相手方が、反社会的勢力であると客観的資料をもって認定できる場合（いわゆる「クロ」）、反社会的勢力であることを疑わせる情報が一切ない場合（いわゆる「シロ」）以外に、反社会的勢力であると疑われる事情があるものの、反社会的勢力であるとまで認定できる情報がない場合（信憑性に問題があるようなインターネット上の情報しかない、相手方の逮捕の記事が10年以上前のものである等）があります（「クロ」と「シロ」の間であるため「グレー」）。

十分な証拠がないのに、相手方が反社会的勢力であるとして契約の解除等をする、相手方が自分は反社会的勢力でないにもかかわらず、不当に反社会的勢力として扱われたとして損害賠償請求をしてくるリスクがあります。そのため、明確に反社会的勢力であると認められない限りは、グレーゾーンの扱いとなります。

もともと、グレーゾーンは、あくまで反社会的勢力と認定できないことから排除できないということに過ぎず、反社会的勢力である可能性が残っており、実際に反社会的勢力だったときは、反社会的勢力と関係を有しているとして、自身が密接交際者と認定され、社会から排除される対象となってしまうおそれがあります。

そのため、グレーゾーンである場合にも、相応の対応が必要となります。具体的には、契約前（入口段階）であれば契約自由の原則に基づき契約の締結を止めるべきです。また、既に契約してしまっている場合は相手方の情報収集に努めるべきです（中間管理）。

関係の解消（出口段階）においては、反社会的勢力該当性の情報収集が十分でない場合は、期間満了による終了等、反社会的勢力該当性を理由とせずに契約関係の解消を図るべく、検討を行うことが重要となります。

対応上の留意事項

取引を含めた一切の関係遮断が企業の採るべき姿勢であることを伝え、契約前であれば契約の締結を止め、関係の解消を行う場合はリスクを検討し、慎重に判断することが必要になります。

（執筆担当：鶴岡拓真）

第2章 家庭内トラブル

1 夫に暴力を振るわれていて離婚したい場合

質問

最近、夫が飲酒すると暴力がエスカレートします。1週間前には殴られて前歯を折るほどの怪我をしました。離婚するつもりで家を飛び出してきたので、帰るつもりはありません。今後どうしたらよいのでしょうか？

回答

警察に相談し、DV防止法に基づく措置を求めましょう。
また、夫が居場所を探して、さらなる暴力行為に発展する危険もあるので、DVから逃れるための一時避難場所を確保すべく、警察に相談した上で配偶者暴力相談支援センター等に相談しましょう。

解 説

1 DV防止法

夫婦間であっても、暴行、傷害等の刑罰法令に抵触する行為があれば、被害者の処罰意思によっては夫を被疑者として取り調べることとなります。

しかし、夫を検挙しても略式裁判による罰金刑ですぐ釈放となってしまう場合も少なくなく、中には、警察に訴えたことを根に持って更に暴力がエスカレートすることもあります。

平成13年10月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」）が施行され（平成16年12月、平成20年1月、平成26年1月にそれぞれDV防止法の一部を改正する法律が施行されています。）、主に警察に関する規定として、

- 警察官による被害の防止（8条）
- 警察本部長等の援助（8条の2）
- 被害者の保護のための関係機関の連携協力（9条）
- 裁判所への書面の提出（14条2項）
- 保護命令の通知（15条3項）

第3章 恋愛・交際に関するトラブル (ストーカー問題を含む)

1 不倫相手から脅された場合

質問

不倫相手の女性と別れようとしたところ、別れるなら、妻や職場に不倫を暴露する、と脅されました。どうしたらよいのでしょうか？

回答

暴露行為は法的責任が生じ得ることを踏まえ、そのような行為に及ぶことのないよう説得を図るべきです。

もっとも、本人がそのような対応をすることは困難である場合が多く、早期に弁護士に委任する等の対応を検討すべきです。

解 説

1 不倫の法的責任

民法上、不倫は「不貞な行為」（いわゆる不貞行為）として、離婚の原因となる行為の一つとされています（民法770条1項1号）。

不貞行為は不法行為（同法709条）に当たり、配偶者に対する慰謝料の支払義務が発生します。

また、不倫相手との関係で、自らが独身であると偽って結婚を期待させていたなどの事情がある場合は、不倫相手に対する損害賠償責任が発生することがあります。

さらに、不倫相手に配偶者がいる場合、不貞行為はその配偶者の権利（不倫相手の夫又は妻としての権利）をも侵害するものですので、不倫相手の配偶者に対しても損害賠償義務を負うこととなります（最判昭54・3・30民集33・2・303）。

質問の事例では、不倫相手の女性も、相談者の妻に対して損害賠償義務を負うことがあります。ただし、不倫相手に配偶者がいることを知る余地がなかった場合や、不倫相手と配偶者との夫婦関係が既に破綻している場合（最判平8・3・26民集50・4・993）には、不倫相手の配偶者に対する損害賠償責任は発生しないと考えられます。

第4章 サイバートラブル

1 ネットオークションで購入した商品が届かない場合

質問

ネットオークションで購入した商品が代金を支払ったにもかかわらず届きません。どうすればよいのでしょうか？ また、インターネットオークションでは、どんなことに気を付ければよいのでしょうか？

回答

出品者と連絡がとれるときは相手方と交渉するよう助言するとともに、詐欺罪での事件化が可能か、オークションにかかる書類や電子メール等を検討します。

出品者が特定できないときは、出品者に電子メールアドレス等を提供するプロバイダから速やかに登録情報を入手するなど、出品者を特定する必要があります。

被害回復については、オークションサイトの運営会社への相談および弁護士への相談を助言すべきです。

解 説

1 インターネットオークションについて

インターネットオークションとはインターネット上におけるオークション、つまり競り売りのことをいいます。

インターネットオークションでは、落札後出品者と入札者との間で電子メール等を利用して連絡先を交換して直接やり取りを行いますが、インターネットの匿名性から、出品者があえて虚偽の氏名や連絡先を告げて入札者からの入札代金をだまし取ることが見られます。このような場合には詐欺に該当する可能性があります。

インターネットオークションサイトの運営者は、出品者と入札者との交渉には直接関与しないうえ、出品者が個人の場合には消費者契約法も適用されません。

第5章 近隣トラブル

1 隣人が境界に接近して家を建てている場合

質問

隣人が境界に接近して家を建てています。問題ないでしょうか？

回答

建物を築造する際は、原則として、土地の境界線から50センチメートル以上の距離を保つ必要があります。

これに違反する建築が行われている場合、速やかに中止等の請求をする必要があります。

解 説

1 民法の規定

(1) 原 則

民法234条1項は、建物を築造するには、境界線から50センチメートル以上の距離を保たなければならないものとしています。この距離は、基礎部分又は建物側壁の固定的な突出部分（出窓など）から境界線までの最短距離とされています。

これに違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができます。ただし、建築に着手した時から1年を経過し、又はその建物が完成した後は、建築の中止又は変更の請求は許されず、損害賠償請求のみが許されます（民法234条2項）。

(2) 例 外

土地の全部を使い建物を使うことが慣習となっている場合には、上記(1)のような境界線付近の建築の制限はありません。

また、防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、外壁を隣地境界線に接して設けることができるものとされています（建築基準法63条）。

第6章 借地借家トラブル

1 借家人が家財道具を残したまま行方不明になった場合

質問

賃借人が賃料を滞納したうえ、家財道具を残したまま行方不明になってしまいました。賃貸借契約書には自由に処分できると書いてありますが、勝手に処分してよいのでしょうか？

回答

処分してはいけません。勝手に処分してしまうと刑事及び民事上の責任を追及されるおそれがありますので、適切な手続を履践する必要があります。

解 説

1 自力救済の禁止

法的手続によらないで、私力の行使（実力行使）をもって自己の権利を実現することは、自力救済と呼ばれ、法律上禁止されています（最判昭40・12・7民集19・9・2101、判タ187・105）。

法的手続として、権利の存否や内容を確定するための手続は民事訴訟手続があり、権利を実現するための手続は民事執行手続があります。したがって、法的手続に則るのであれば、判決によって権利の存否・内容を確定させ、民事執行手続によって権利実現を図ることが必要になります。

このような手続によらずに、勝手に家財を処分してしまうことは、自力救済に当たり、禁止されます。

実際に、「賃借人が賃料を滞納した場合、賃貸人は、賃借人の承諾を得ずに本件建物内に立ち入り適当な処置を取ることができる」との特約がある場合であっても、賃貸人が賃借人の貸室に立ち入るなどした行為は不法行為に当たり、損害賠償をしなくてはならないとの判決がされた事例もあります（東京地判平18・5・30判時1954・80）。

第7章 マンショントラブル

1 マンションの隣室の住民が夜中に騒音を出している場合

質問

マンションの隣室の住民が夜中に騒音を出して、みんなが迷惑しています。管理組合で注意しても改めません。どうすればよいのでしょうか？

回答

マンション全体の問題になりますので、マンションの住民全員が一致団結して解決に当たることが重要になります。

最終的な手段としては、損害賠償請求や区分所有法に基づく使用差止請求等をすることも考えられますが、立証が難しく必ずしも請求どおりの判決が得られるものではありません。

解 説

1 マンション内での一致団結

マンション内で生じている騒音は、大小の違いはあるもののマンションの住民全員が被害を受けており、また騒音問題からマンション内での人間関係が悪化して他の問題に発展することもありますので、マンションの住民全員が共同の利害関係にあります。

そのため、一部の住民のみに任せるのではなく、マンション全体の問題として、一致団結して、解決に当たらなくてはなりません。

まずは、騒音を出している者に対して、個別に注意を促したり、マンションの共用部分に注意の貼り紙をしたりする等して、マンションの住民全員が迷惑に思っていることを、騒音を出している者に意識させることが、最初にとるべき手段になります。

それでも騒音が取まらない場合には法的手続によらざるを得ません。

第8章 私道トラブル

1 他人の所有地を通行できる場合

質問

- ① 袋地の自宅から私道を通行して公道に出ていましたが、私道の所有者から、これからは通行を禁止するからと言われました。どうしたらよいでしょうか？
- ② 自分が所有する私道を他人が通行していますが、私道の補修費用をその人に負担させることはできないのでしょうか？

回答

- ① 袋地所有者は、他人の土地（私道）を通らないと公道に出られませんので、私道を今まで通り通行することができます。
- ② 他人の通行が囲繞地通行権に基づく場合には、私道の所有者は、通行者に対し、私道の補修費用を請求することができますが、私道所有者自らが、所有する土地を分割したことにより、袋地ができた場合には、補修費用を請求できません。
ただし、私道が故意・過失によって損傷したという場合には、不法行為に基づく損害賠償請求ができることもあります。

解 説

1 囲繞地通行権

民法210条は、「他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。」と定めています。

「他の土地に囲まれて公道に通じない土地」のことを「袋地」といい、「その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる」権利のことを「囲繞地通行権」といい、法律で認められる通行権が付与されることとなります。

第9章 金銭トラブル

1 友人に借用書を作らずお金を貸したが返してくれない場合

質問

友人に借用書も作らずお金を貸したが返してくれません。どうしたらよいのでしょうか？ また、貸金債権に時効はあるのでしょうか？

回答

貸金返還請求訴訟の提起などが考えられますが、借用書以外の証拠により金銭の貸付けの事実を証明しなければなりません。また、貸金債権には権利を行使できることを知った時から5年の消滅時効があります。

解 説

1 貸金の返還請求

金銭消費貸借契約（貸金契約）は、借主が貸主に金銭の返還を約束し、貸主が借主に金銭を渡すことで成立します。借用書の作成は、金銭消費貸借契約の成立の要件ではありません。もっとも、借主が金銭消費貸借契約の成立を争う場合（例えば、お金は借りたものではなくもらったものだと言主張する場合や、そもそもお金を受け取っていないと主張する場合）には、貸主は、自ら金銭消費貸借契約が成立したことを証明する必要があります。借用書がない場合、貸主は、その他の方法で金銭消費貸借契約の成立を証明しなければなりません。

借主が貸金を返さない場合、貸主としては、貸金返還請求訴訟を提起するなどの方法を採用ことが考えられます。しかし、借用書が存在しない場合等には、その他の証拠により勝訴判決を得ることが可能かどうかを検討する必要があります。

2 貸金債権の時効

(1) 時効とは

占有や権利の不行使といった事実状態が一定期間継続した場合に、これに権利の取得や喪失という法律効果を認める制度をいいます。時効には「取得時効」と「消滅時効」がありますが、借金につき問題となるのは「消滅時効」です。

第10章 契約・取引トラブル（悪徳商法）

1 業者から未公開株を買わされた場合

質問

業者から「来春までに上場することは確実で、倍以上の値がつく。」などと勧誘され、未公開株を買わされました。騙されてしまったようなのですが、どうしたらよいのでしょうか？

回答

無登録業者が未公開有価証券等の勧誘を行う行為は、金融商品取引法違反であり、取引は原則無効となります。

株式購入代金の返還請求や、事情によっては法人の取締役や担当従業員に対する損害賠償請求も可能ですので、国民生活センター（消費者ホットライン）、弁護士（会）等に相談し、迅速に対処して下さい。

解 説

1 未公開株商法

未公開株商法とは、証券取引所に上場されておらず、証券会社の店頭でも取引されていない株式を、確実に利益が見込めるような勧誘を行って顧客に購入させる取引です。金融商品取引業を行うために必要な登録をしていない無登録業者が、質問のような内容を顧客に告げて未公開株の購入を勧誘し、購入者が代金を回収できずに損失を被る、という事案が多発し、社会問題化しました。

2 金融商品取引法改正による規制強化

平成24年の金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）改正により、無登録業者への規制が強化されました。規制強化の内容は、①無登録業者による金融商品取引業を行う旨の表示・勧誘の禁止（同法31条の3の2）、②無登録業者による未公開有価証券の売付け等の原則無効化（同法171条の2）、③無登録業者に対する罰則の強化（同法197条の2、207条）です。

第11章 会社のトラブル

1 会社を不当解雇された場合

質問

会社を不当に解雇されました。どうしたらよいのでしょうか？

回答

会社から解雇事由証明書の交付を受け、解雇事由を確認した上で、これに疑問があるときは、労働契約法16条の基準に則して、会社と交渉したり、裁判手続を行ったりして解雇の有効性を争います。

解 説

1 不当解雇と解雇権濫用法理

労働契約法16条は、期間の定めのない労働契約に係る労働者の解雇につき、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と定めています（解雇権濫用法理）。

解雇が有効であるためには、①客観的に合理的な理由があり、②社会通念上相当であるという2つの要件を充たしていることが必要なわけです。これらのいずれかを充たさない解雇（理由のない解雇、処分として相当とはいえない解雇）のことを「不当解雇」といいます。

同様の法規制は、期間の定めのある労働契約における期間中の解雇や、たとえば1年間という期間の定めのある労働契約を何回かにわたって更新してきた場合に更新を何回目かで止める、いわゆる「雇止め」に関しても定められています（労働契約法17条、19条）。

2 手続の遵守

会社は、労働者を解雇するに際して、上記以外にも労働法規で定められた手続を遵守しなければなりません。

第12章 交通事故ほか

1 交通事故の相手方が法外な金銭の賠償を要求してきた場合

質問

交通事故の相手方が、車の修理代、治療費、休業補償などの名目で法外な金銭の支払を要求してきます。どうしたらよいでしょうか？

回答

まずは、相手方の請求の基礎となる交通事故について、発生状況、被害状況等を客観的な資料により確認し、相手方や加害者の説明内容との整合性等を確認します。

次に、相手方の不当要求が、いつどのような経緯でどのような態様でなされているか確認し、恐喝罪、脅迫罪などで事件化できるか、検討する必要があります。

解 説

1 刑法犯について

交通事故においては、被害者が反社会的勢力に所属していないとしても、被害者の過失が少ない場合、又は0の場合など、強い被害感情をもって接してくることがあります。

被害者は加害者に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有していますが、その損害の範囲は相当因果関係の範囲に限られます（民事裁判では、日弁連交通事故相談センター東京支部の損害賠償額算定基準（通称赤い本）などが参考にされます）。

また請求内容が相当因果関係の範囲内の損害に当たるとしても、損害賠償請求権の行使に当たって正当な権利行使の範囲を逸脱したときは、恐喝罪が成立します（最判昭30・10・14刑集9・11・2173）。また、加害者が保険会社に示談代行を依頼したり、代理人を通じて交渉しているにもかかわらず、被害者が自宅に押しかけて面談を求めるような場合には、強要罪が成立する可能性があります。

第13章 相続トラブル

1 死んだ父の借金の請求が来た場合

質問

死んだ父の借金の請求が来ました。どうしたらよいでしょうか？

回答

消極財産（借金）を相続したくない場合には、相続放棄の手続があります。

相続放棄は、被相続人が死亡し、相続が発生したことを知った時から3か月以内に行わなければなりません。ただし、相続財産の調査の必要があるなどの事情があれば、家庭裁判所に請求することによって、この期間を伸長することができます。

解 説

1 相続財産

相続人は、死亡した被相続人の財産に属した一切の権利義務を引き継ぎます。

そのため、不動産や動産などの積極財産だけでなく、借金などの消極財産も相続財産になります。

ただし、被相続人の一身専属性にかかるものは、相続財産の対象となりません。例えば、相続人が受取人になっている遺族年金などがあります。

2 相続放棄

相続を放棄すると、一切の権利義務を相続しないので、消極財産が多くて支払えないと判断した場合には、相続の開始を知った時から3か月以内に、家庭裁判所に相続放棄の手続をとると責任を免れることができます（民法915条本文）。

しかし、一旦相続放棄をすると後になって取り消すことができないので（民法919条1項）、相続財産がどの程度あるのかを調査して慎重に対応する必要があります。

第14章 動物に関するトラブル

1 近隣の危険なペットが逃げ出すことが不安な場合

質問

マンションの隣の部屋の住人が、大型のヘビやトカゲなどの危険生物を飼っているようです。

万が一、それらが逃げ出したときのことを考えると非常に怖いので、これらの動物の飼育をやめるように、説得してもらえないでしょうか？

回答

特定動物や特定外来生物を許可なく飼育すれば刑事罰の対象となりますので、まずは当該動物が特定動物や特定外来生物に該当するかの確認が必要です。

仮に特定動物や特定外来生物に該当しない場合であっても、マンション管理規約上、ペットの飼育が禁止されていることもあるので、管理人・管理会社やマンション管理組合等に確認してみてください。

解 説

1 特定動物・特定外来生物飼育の許可

「特定動物」とは、「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物」と定義されており、原則として飼養又は保管が禁止されています（動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」といいます）25条の2本文）。

ただし、都道府県知事の許可がある場合には、例外的に特定動物の飼養又は保管が認められます（同法25条の2但し書き）。

「特定動物」に該当する具体的な動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令別表に掲げる種のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のもの」と定められています（動愛法施行令3条）。

第15章 クレーム対応

1 商品にクレームをつけて新たな商品を請求してきた場合

質問

暴力団風の男から、テレビの注文を受け、配達も完了しましたが、テレビのディスプレイに指紋がついているとのクレームがあり、再び別の同じ型のテレビを配達しましたが、今度は、「感謝料が必要だ。はじめの指紋のついたテレビで我慢してやるから、置いていけ。」と言われました。どうすればいいのでしょうか？

回答

その場は相手方の要求について判断せずに商品を持ち帰った上で、後日書面で拒絶すべきです。相手方の対応次第では弁護士を代理人として拒絶することも検討すべきです。さらに、売買契約書に暴力団排除条項があれば売買契約の解除も検討します。

また、必要に応じ刑事告訴を検討すべきです。

解 説

1 基本的な考え方

相手方のクレームに正当な理由があるかを検討します。相手方のクレームに正当な理由がない場合、相手方の要求を謝絶すべきです。

相手方のクレームに正当な理由がある場合には、相当因果関係にある損害を賠償します。

2 テレビのディスプレイへの指紋の付着が瑕疵に当たるか

最近主流の液晶テレビのディスプレイに指紋が付着しても、液晶画面用のウェットティッシュやクリーナー等で掃除することができますので、テレビの瑕疵には当たらず、他のテレビと交換する必要はないと考えられます。

第16章 犯罪未然防止

1 小学校の通学路に不審者が出没する場合

質問

小学校の通学路に不審者が出没して心配です。対処してもらえないでしょうか？

回答

不審者の出没場所、出没時間、不審者の容姿などの情報を詳細に聞き取っておきます。

また、学童に対しては、「子ども110番の家」等の緊急連絡先等の所在及び活用方法を教示したり、遠回りでも安全な通学路を利用すべきこと、不審者に声を掛けられたりしたら、大きい声を出して助けを求め、必要に応じ、防犯ブザー等を活用すべきこと等を指導したりしておきます。

解 説

1 情報の的確な把握及び共有

子どもが被害者となる略取誘拐、殺人及び強制わいせつ等の性犯罪事件が多発していることから、不審者の出現は犯罪の前兆事案の発生という気構えで、関連情報を的確に把握し、把握した情報については、警察の関係各部門において共有し、組織的な連携を強化します。

また、保護者を始め、地域住民、教育委員会、学校等の自主的な防犯活動が促進されるよう、把握した不審者等情報を被害者のプライバシーに配慮しつつ、校区ごとに啓発を目的とした情報提供を積極的に行います。

2 防犯対策の普及

子どもの被害防止のため、防犯対策について、保護者に啓発するだけでなく、学童に対して指導が図られるようにする必要があります。

1 表明・確約書

解説

(1) 表明・確約書の導入

「表明・確約書」とは、契約する際に、相手方から自分は「暴力団等反社会的勢力ではないこと」、「暴力団等反社会的勢力との関係がないこと」、「暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと」及び「下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないこと」等を項目ごとに表明させ、これに「違背した場合」や「虚偽の申告をした場合」には「無催告で解約に応じ」、「これによって生じた損害を自分の責任とする」ことを確約させる文書のことを言います。

作成に当たっては、単に、文書末尾に署名押印を求めるだけでなく、記載内容を「理解して同意したかどうかの意思表示」をさせ、そのことを「相手方自身の行為によって記録に残す」ことが重要なポイントとなりますので、項目ごとに、署名者本人に直接表明、確約〈いたします・いたしません〉の記載を求めるか、不動文字を丸で囲む方法をとることが重要です。

「表明・確約書」を導入することによって、直接本人に、暴力団等反社会的勢力ではないことを確認することができ、また、その過程で、“疑い”があるか否かが分かることで、契約前に排除できることとなり、契約後に排除する契約書の暴力団排除条項とは違った効果があります。

契約後に判明した場合には、「表明・確約書」に虚偽の記載をしたこととなり、契約の解除及び相手方への損害賠償請求や詐欺罪としての立件を容易にする効果があり、暴力団排除条項と併せて活用することが効果的です。

(2) 表明・確約書導入の効果

平成26年4月、最高裁において、約款で暴力団員からの貯金の新規預入申込を拒絶する旨定めている銀行の担当者に対して、暴力団員が暴力団員であるのに暴力団員でないことを表明、確約して、口座開設等を申し込み、通帳等の交付を受けた行為は、詐欺罪に当たるとして、有罪の判決が言い渡されました。

これは、表明・確約書が有効に活用されたものです。

〈表明・確約書の文例〉

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

〇〇株式会社
代表取締役

殿

(〇〇株式会社代表取締役)

住所

(ふりがな)

氏名

昭・平 年 月 日生 (歳)

- 1 私〔当社〕は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします・いたしません。
- ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者 ④ 暴力団準構成員
⑤ 暴力団関係企業 ⑥ 総会屋等 ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ ⑧ 特殊知能暴力集団 ⑨ その他各号に準ずる者
- 2 私〔当社〕は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします・いたしません。
- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 私〔当社〕は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします・いたしません。
- ① 暴力的要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて、貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
⑤ その他各号に準ずる行為
- 4 私〔当社〕は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします・いたしません。
- ① 下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
② 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を執ること
- 5 私〔当社〕は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約いたします・いたしません。
- 6 私〔当社〕は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切の責任とすることを表明、確約いたします・いたしません。

令和 年 月 日

署名

Ⓔ

(注) 契約の相手方に保証人がある場合には、契約の相手方、契約の相手方の保証人は各別に作成してください。

1から6までの各項目末尾の「いたします・いたしません」は、必ず署名者本人が、どちらかを〇で囲んでください。

※契約の主体によって、「私」、「当社」を使い分けてください。

※代表取締役以外の役員について、必要と認めるときは別紙として住所・氏名・生年月日の記載を依頼するようにしてください。

※上記の文例は、あくまで文例の1つにすぎません。

〔主要著者略歴〕

篠崎 芳明 篠崎・進士法律事務所 所長弁護士

警察大学校にて外部講師（警部任用課、特別捜査幹部養成課など）を務める
平成元年4月～同3年3月 日本弁護士連合会 民事介入暴力対策委員会委員長
平成元年5月～同3年5月 警察庁暴力団問題（暴対法制定）研究会委員
平成5年3月～同9年3月 総務庁 地域改善対策協議会委員
平成5年5月 警察庁 生活安全研究会委員（現）
平成16年4月～同27年3月 日本大学大学院法務研究科講師
平成24年1月 公益財団法人全国防犯協会連合会理事（現）

〔手がけた主な事件案件〕

浜松市暴力団組事務所使用差止請求（認容・住民副団長）
都市銀行に対する右翼街宣行為の差止請求（勝訴、都市銀行側）

〔主要著作・論文〕

「暴力団対策法の解説」（民事法研究会）共著
「実戦！社会vs暴力団～暴対法20年の軌跡」（金融財政事情研究会）共著
「組織暴力の撲滅のために」（警察学論集平成19年2月号（60巻2号）立花書房）
「民事介入暴力と警察の対応」（季刊現代警察117号（平成19年夏・33巻3号）啓正社）
「ケーススタディ・民事介入暴力事案 上・中・下」（警察学論集平成28年7～9月号（69巻7～9号）立花書房）
「不当要求等対処ハンドブック」（立花書房）共著

進士 肇 篠崎・進士法律事務所 副所長弁護士

平成8年4月～同10年3月 東海大学講師（民法）
平成19年11月～同22年10月 新司法試験考査委員（商法）
平成24年4月～同26年3月 東京弁護士会倒産法部部长
平成25年4月 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護）

〔主要著作〕

「トラブルとクレームに勝つプロの交渉術」（ソーテック社）共著
「不当要求等対処ハンドブック」（立花書房）共著

寺島 毅一郎 篠崎・進士法律事務所 パートナー弁護士

平成8年4月 弁護士登録 同年12月篠崎芳明法律事務所に入所
平成20年1月 篠崎・進士法律事務所パートナー就任

〔著作〕

「不当要求等対処ハンドブック」(共著、立花書房)ほか

杉山 一郎 篠崎・進士法律事務所 パートナー弁護士

平成11年4月 弁護士登録 篠崎芳明法律事務所に入所
平成21年1月 篠崎・進士法律事務所パートナー就任
平成19～25年 日本弁理士会侵害訴訟代理業務研修講師

中山 祐樹 篠崎・進士法律事務所 パートナー弁護士

平成19年12月 弁護士登録 篠崎総合法律事務所に入所
平成30年1月 篠崎・進士法律事務所パートナー就任

〔著作〕

「誰にもわかる借地借家の手引」(共著、新日本法規出版)ほか

石黒 一利 篠崎・進士法律事務所 パートナー弁護士

平成20年9月 弁護士登録 篠崎・進士法律事務所に入所
平成30年9月 篠崎・進士法律事務所パートナー就任
平成31年4月 日本弁護士連合会代議員、東京弁護士会常議員

鶴岡 拓真 篠崎・進士法律事務所 アソシエイト弁護士

平成24年12月 弁護士登録 篠崎・進士法律事務所に入所
平成26年4月 東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員
令和3年12月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策特別委員会第2部会幹事

金山 真琴 篠崎・進士法律事務所 アソシエイト弁護士

平成27年12月 弁護士登録 篠崎・進士法律事務所に入所

〔著作〕

「金融機関から見た事業再生・企業倒産」(共著、金融財政事情研究会)ほか

〈編著者紹介〉

篠崎・進士法律事務所

| | | | |
|-----|--------------|-----------------|----------|
| 弁護士 | しのぎ 篠崎 | よしあき 芳明 | (所 長) |
| 弁護士 | しんじ 進士 | はじめ 肇 | (副所長) |
| 弁護士 | てらしま 寺 薫 | き いちろう 毅 一郎 | (パートナー) |
| 弁護士 | すぎやま 杉 山 | いちろう 一 郎 | (パートナー) |
| 弁護士 | なかやま 中 山 | ゆうき 祐 樹 | (パートナー) |
| 弁護士 | いしくろ 石 黒 | かずとし 一 利 | (パートナー) |
| 弁護士 | つるおか 鶴 岡 | たくま 拓 真 | (アソシエイト) |
| 弁護士 | かなやま 金 山 | まこと 真 琴 | (アソシエイト) |

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

警察安全相談対処ハンドブック 第2版

令和4年9月20日 第1刷発行

編著者 篠崎・進士法律事務所

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電 話 03-3291-1561 (代表)

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>

平成27年4月20日初版発行

令和3年5月20日初版第7刷発行

©2022 篠崎・進士法律事務所

(印刷・製本) 倉敷印刷

乱丁・落丁の際は弊社でお取り替えいたします。